

株式交換に関する事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号
及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2023 年 3 月 31 日

株式会社 USEN-NEXT HOLDINGS

株式会社プレミアム・プラットフォーム・ジャパン

2023年3月31日

株式交換に関する事後開示書類

東京都品川区上大崎三丁目1番1号 目黒セントラルスクエア
株式会社USEN-NEXT HOLDINGS
代表取締役社長 CEO 宇野 康秀

東京都港区赤坂一丁目12番32号
株式会社プレミアム・プラットフォーム・ジャパン
代表取締役社長 田中 徹

株式会社USEN-NEXT HOLDINGS（以下「UNHD」といいます。）及び株式会社プレミアム・プラットフォーム・ジャパン（以下「PPJ」といい、UNHDとPPJを総称して「両社」といいます。）は、2023年2月17日付で両社の間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2023年3月31日を効力発生日として、UNHDを株式交換完全親会社とし、PPJを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は下記のとおりです。

記

1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）
2023年3月31日
2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）
 - (1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過
会社法第784条の2の規定による請求を行ったPPJの株主はおりませんでした。
 - (2) 会社法第785条の規定による手続の経過
PPJは、会社法第785条第3項の規定に基づき、2023年3月7日付で、本株式交換をする旨、株式交換完全親会社であるUNHDの商号及び住所を通知いたしましたが、会社法第785条第1項の規定により株式買取請求を行ったPPJの株主はおりませんでした。
 - (3) 会社法第787条の規定による手続の経過
該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過
該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本株式交換は、会社法第 796 条第 2 項の規定による簡易株式交換の要件を満たしているため、該当事項はございません。

(2) 会社法第 797 条の規定による請求に係る手続の経過

UNHD は、会社法第 797 条第 3 項並びに社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項の規定に基づき、2023 年 2 月 21 日付で、本株式交換をする旨、並びに株式交換完全子会社である PPJ の商号及び住所を電子公告の方法により公告いたしました。なお、本株式交換は、会社法第 796 条第 2 項の規定による簡易株式交換の要件を満たしているため、該当事項はございません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換により UNHD に移転した PPJ の株式の数は、320,000 株です。

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

(1) UNHD は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、簡易株式交換により、会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、本株式交換に反対する旨を通知した UNHD の株主はおりませんでした。

(2) PPJ は、会社法第 783 条第 1 項の規定に基づき、2023 年 3 月 30 日開催の株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。

(3) UNHD は、本株式交換に際して、PPJ の株主に対し、その保有する PPJ の普通株式 1 株につき UNHD の普通株式 7.94 株の割合をもって、UNHD の普通株式を割当交付いたしました。なお、UNHD が割当交付した UNHD の普通株式の合計は 2,540,798 株であり、UNHD が保有する自己株式により充当しております。

(4) 本株式交換により増加した UNHD の資本金及び準備金の額は以下のとおりです。

① 資本金の額

0 円

② 資本準備金の額

会社計算規則第 39 条の規定に従い、UNHD が別途適当に定める額

③ 利益準備金の額
0円

以 上